

全教栃木 教育新聞

全栃木教職員組合（全教栃木） 全日本教職員組合（全教）に加盟しています。
 〒321-0138 宇都宮市兵庫塚3-10-30 TEL 028-653-0353 FAX 028-653-1579
 http://www.zenkyotcg.org E-mail info@zenkyotcg.org

国の責任で35人学級を！
 すべての労働者の賃金改善を！



合の取り組みです。
 私たちは高教組とともに、179の自治体を足かけ4年かけて要請を行ってきた。この要請でわかったことは、市町村は教育についてがんばっているということだ。文科省や国とは全然違う。教材費や修学旅行費の補助、給食費は無料。高校生には通学費や制服代の助成、そして、高校生までの医療費無料。

えがお署名8万2184筆を提出

全日本教職員組合・教組共闘連絡会は7月21日、「かがやけ！みんなのえがお 教育予算の増額を！ 教育費の無償化を！ 2018年度政府予算にむけた文部科学省概算要求に対する要請署名」（えがお署名）の提出行動を文科省前（上の写真）を行いました。提出された署名は8万2184筆でした。

なぜここまで市町村が行うか。それは我が町の子どもが本当に可愛いからだ。本当に大事にしたいからだ。その気持ちがあるから、過疎化の中でも少ない予算を子どもたちにできる限りのお金をかけている。この姿勢を国は見習えと私は言いたい。

文科省、財務省はこの市町村の心意気を受け取って、他人事ではなく、日本の子どもたちのため、教育条件整備のためにお金を出してほしい。文科省は私たちの要求を、財務省に厳しく要求してほしい。財務省は他人事のように考えないでほしい。お金は日本の子どもたちのために使うべきだ。文科省ガンバレ。

北海道の市町村はがんばっている

この行動では各地の教育条件整備の取り組みが報告されました。全北海道教職員組

教え子を再び戦場に送らない

30人学級を実現させよう 教職員評価の昇給等へのリンク反対 教員免許更新制を廃止させよう



特別支援学校の教室不足は深刻な状況

東京都障害児学校教職員組合からの訴えです。

特別支援学校の劣悪な教育環境は未だに深刻な状況になっている。障害児学校の教室不足は特に深刻な状況だ。

教室不足の解消のために、教室をカーテンで仕切る。それで足りなければ、音楽室や家庭科室などの特別教室、図書室までも教室として使っている。それでも足りなくなれば、教材室や倉庫まで教室にする。これで健全な教育と言えるか。

学級が多いために校庭の調整がつかず、廊下で行われる体育の授業。大規模の学校では多くの子どもたちがプールに入るが、子どもたちはなるべく泳がない。泳ぐのは危険という。これで健全な教育と言えるか。

窓のない教室で小学校1年から高等部3年までの12年間過ごして卒業していった子どもたちもいる。

これらの劣悪な教育条件の原因は、特別支援学校に設置基準がないからだ。このことを私たちは長く訴えてきた。学校教育法は、設置者に設置基準に基づいて学校をつくるよう求めている。しかし、特別支援学校には設置基準がない。このことについて、文科省は「特別支援学校は柔軟な対応が必要だから、設置基準はつくらない」と言ってきた。子どもたちを学校に押し込めていて、それが「柔軟な対応」と言えるのか。

東京でも毎年200~300人、入学する子どもたちが増えている。昨年6月の都議会で、特別支援学校を増やす決議が全会一致で採択され、都教委は新たに4校の特別支援学校を建設することとしたが、4校でも足りないのが実情だ。

昨年7月26日は神奈川県で多くの障害者が殺傷される事件が起こった。私たちは「いらない人はいない」。すべての子どもたちが大切にされる社会と教育の実現のためにとがんばりたい。

パワーハラスメント・長時間過密労働をなくそう

左の写真は、署名提出後に日比谷野外音楽堂で行われた「7・21中央総決起集会」。壇上には全教の組織が勢揃いしています。

教職員の労働条件改善を求めて、栃木県人事委員会に要請

全栃木教職員組合は7月28日、栃木県人事委員会に「教職員の給与及び労働条件等に関わる要求書」を提出し、懇談を行いました。

組合からは、教職員の長時間労働について、人事委員会勧告の中でその解消を求めること、再任用希望者にはその希望どおりの働き方を保障すること、臨時採用者の自費負担の健康診断を行わせないこと、「減給保障」を継続すること、退職手当の減額をしないことなどを懇談の場で強く求めました。

人事委員会の担当者からは、「教職員の長時間労働の問題については、私たちからも人事委員に伝えたい」、「健康診断の問題については、県教育委員会に伝えている」と、これまでよりも踏み込んだ回答がなされました。また、私たちが要求してきた県立学校の休憩時間については、「組合の指摘に基づき、休憩時間を一斉にとるように改善させた」との回答もありました。「減給保障」や退職手当については、期待する回答は得られませんでした。

私たちの要求書は以下のとおりです。

教職員の給与及び労働条件等に関わる要求書

教職員の労働条件改善に対するご尽力に敬意を表します。

昨年度の要求書でも指摘しましたが、教職員の長時間労働問題への関心は高まるばかりです。このことを反映して、例えば佐野市では第一・第三日曜日の部活動を行わないとした中体連申合せ事項を守ることや、勤務時間を申告させるようにしました。こうした取り組みは全市町で実施すべきで、そのためには貴委員会の果たすべき役割は大きいものがあります。教職員の長時間過密労働が少しでも改善できるよう、今年度はぜひとも勧告を出されるよう強く求めます。

今年度から、「教職員評価」が勤勉手当に反映されることになりました。私たちは県教委に対し「賃金や昇給への反映で現場を混乱させないこと」を求め続けてきましたが、今回の反映は私たちの望むものとはかけ離れたものとなりました。今後昇給への反映も実施に向けた検討も行われていくと思われませんが、職場の協力・共同という同僚性や、管

教え子を再び戦場に送らない

30人学級を実現させよう 教職員評価の昇給等へのリンク反対 教員免許更新制を廃止させよう パワーハラスメント・長時間過密労働をなくそう

理職との信頼関係をさらに発展できるかどうか、貴委員会としても責任ある態度で今後も注視してほしいと思います。

再任用問題については、その改善を求めて貴委員会にも要請をしました。定員内で任用される教職員にも、「総務副大臣通知」どおりの運用がなされるべきです。

教職員が健康で創造的な教育活動を行っていくために、貴委員会が果たすべき役割は重要性を増すばかりだと私たちは考えます。下記のことについて、実現されますよう強く要求します。

記

1. 教員の地位に関する勧告、教育基本法等に基づき、教職員の士気を高め、教職員の生活改善ができるような賃金とすること。そのために、常勤の教職員の賃金を平均2万円以上引き上げること。
2. 55歳以上の職員にも昇給を行うこと。号給の「足伸ばし」を行うこと。「減給保障」を継続すること。諸手当の「見直し」等による削減を行わないこと。
3. 「教職員評価」の勤勉手当や昇給への反映は廃止を含めて、再検討すること。
4. 勤務時間管理を使用者の責任で行わせて、教職員の長時間過密労働を解消させること。教職員の長時間過密労働を解消するための勧告を行うこと。
5. 宿泊の行事や部活動も含めた勤務時間の割り振り変更を行わせること。特に宿泊の行事の勤務実態について具体的に調査し、週37時間45分勤務を順守させること。
6. 県立学校教職員の休憩時間を確保させること。違反については、労働基準法違反として厳正に対処すること。
7. 教職員も含め、実効ある勤務時間の縮減策を勧告すること。
8. 労働基準法第15条に基づく労働条件の明示を行うよう、またその条件に基づいた勤務とするよう任命権者、服務監督権者に徹底させること。
9. 雇用形態に関わらず、採用時検診を事業者の責任で行わせること。自費負担による健康診断書の提出を求めさせないこと。
10. 市町教委に対して実効ある労働安全衛生体制を早急に確

立するよう働きかけること。

11. 臨時・非常勤教職員の賃金改善を行うこと。臨時教員の2級適用、前歴換算の改善を行うこと。最高号給を引き上げること。非常勤講師の授業時間単価も3,000円以上に引き上げるとともに、評価等に要した時間についても賃金を支給すること。
12. 定年後の雇用を保障するとともに、多様な働き方を認めること。職務にふさわしい賃金や一時金とすること。定数からは除外すること。
13. 教員採用試験の受験年齢制限を撤廃させること。
14. 人事委員会の開催日時や議事録をHP上でも公開すること。

以上

月例給平均0.2%の賃上げを勧告

人事院は8日、国家公務員給与が民間給与を「平均631円、0.15%」下回っていたとし、行政職給料表(一)を改定して初任給を含めて30歳程度までの号俸では1000円引き上げ、その他については400円を基本としたベースアップを行うこと、一時金(ボーナス)については0.1月引き上げて4.4月(引き上げ分をすべて勤勉手当に充当)に、また再任用職員の賃金もこれに準じた改定を行うことなどを勧告しました。

この勧告によって、4年連続の賃上げ勧告となりましたが、この賃上げ額では私たちの生活改善は容易ではありません。また、「減給保障」は今年度末までで、来年度給与月額が減額される教職員にとっては、給与改悪の勧告になりました。



猛暑の中の「7・21中央総決起集会」